

Go To Eat キャンペーン事業における人数制限について

新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言(11/9)で、「大人数、例えば5人以上の飲食では、感染リスクが高まる」と示されたことを受け、農林水産省では、Go To Eat キャンペーン事業においても人数制限（原則として4人以下：子供を除く）を行うこととしており、各都道府県に、感染状況に応じた判断（人数制限をするか否か、する場合は具体的な条件）を求めている。

※各都道府県におけるGo To Eat キャンペーンの対応は、Go To トラベル事業を利用する団体ツアーにおける飲食にも適用される。

本県の対応（案）

- Go To Eat キャンペーン事業の食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
 - ・ 但し、家族での食事の場合は対象外とする。
 - ・ この人数制限は、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応まで制限するものではない
- 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分けること。
- 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力いただけない方には食事券・ポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。
- 受託事業者（(株)日本旅行）は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、4人以下の単位での飲食について、対面販売時に食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨の周知や、WEB申込の際に要件に同意する旨のチェックボックスを追加する等の方法で、利用者から同意を取ること。

【今後のスケジュール】

11/19（木）都道府県から農林水産省に判断結果を回答

11/20（金）都道府県の判断結果を農林水産省HPで公表

11/21（土）準備ができた飲食店、食事券・オンライン事業者から順次開始

Go To Eat キャンペーン事業の概要

1. 農林水産省「Go To Eat キャンペーン」の概要

食事券発行事業

各都道府県の単位で農林水産省から受託した事業者が、地域の飲食店で利用できるプレミアム付食事券を発行・販売する食事券事業

オンライン飲食予約

ぐるなび等のオンラインサイトで飲食店を予約し、飲食した際にポイントが付与（昼食 500ポイント/回、夕食 1,000ポイント/回）されるオンライン飲食予約

2. 兵庫県で実施されている食事券発行事業の概要（現時点）

事業概要	
名称	Go To Eat ひょうごキャンペーン
発行総額	100 億円（うちプレミアム額 20 億円）
発行数	80 万冊
プレミアム率	25%
販売単価	1 冊 12,500 円分を 10,000 円で販売（プレミアム 2,500 円） 1 冊あたりの券種内訳：500 円券×25 枚
販売期間	令和 2 年 10 月 29 日（木）～令和 3 年 1 月 31 日（日）
販売冊数と 利用開始日	第 1 期：4.9 万冊 10/29～（販売済） 第 2 期：7.8 万冊 11/13～（販売済） 第 3 期：20 万冊 11/30～ 第 4 期：20 万冊 12 月中旬～ 第 5 期：15 万冊 12 月下旬～ その他：ハガキ申込み 5 万冊 11 月下旬～ 最終期：売れ残り分を日本旅行店舗で販売 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> ↑ 先着順 ↓ 抽選 </div>
利用期間	令和 2 年 10 月 29 日（木）～令和 3 年 3 月 31 日（水）
利用可能店舗	兵庫県内の事業参加登録飲食店 ※店内飲食をメインとしない店舗（デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店等）は対象外 ※「風俗営業法」に規定されている「特定遊興飲食店営業」を営む飲食店は対象外 ○飲食店に求める主な遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づく感染症予防 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録、発行される QR コードの掲示 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用 ほか
受託事業者	株式会社日本旅行神戸支店